

第1条（約款の適用）

1. 株式会社 ROBOT PAYMENT（以下、甲という）は、この ROBOT PAYMENT バンクチェックサービス契約約款（以下、本約款という）を定め、これにより ROBOT PAYMENT バンクチェックサービス（以下、本サービスという）を提供する。
2. 本約款は、甲と ROBOT PAYMENT バンクチェックサービス契約（以下、本契約という）を締結した契約者（以下、乙という）に対して適用されるものとする。
3. 甲は、本約款の内容を随時更新することができる。更新内容は、甲が甲の Web サイト内 (<https://www.robotpayment.co.jp>) またはコントロールパネル上で告知することにより、直ちに乙に適用されるものとする。

第2条（本サービス内容）

1. 甲が乙に対して提供する本サービスとは、乙指定の銀行口座に乙の顧客から入金があった場合にその旨を乙に通知するサービスのことをいう。
2. 甲は、金融機関営業時間内における乙の顧客からの入金情報を 10:00, 13:00, 16:00, の時間帯を目安に 1 日 3 回するものとする。金融機関の営業時間外、土日祝日入金分は、翌営業日にまとめて通知する。

第3条（本サービスの申込）

本サービス利用の申込は、甲所定の契約申込書（以下契約申込書）の提出により行うものとする。

第4条（不保証）

甲は、乙に対して提供する入金情報に合致した入金が現実になされたこと、その他入金情報の真実性を何ら保証するものではない。

第5条（取消し・返金作業等）

1. 甲は、甲指定の銀行口座に振り込まれた金額の取消し作業、返金作業その他適当な措置を任意に講ずることができ、乙はこれに応じなければならない。
2. 甲は、前項の措置を講じた場合には、乙に対して、事務手数料を請求できるものとする。また、乙が被った損害について、甲は何ら責任を追わないものとする。
3. 乙は、甲より返金の指示があった際には、甲の指定する返金処理日及び返金方法にて対応するものとする。

第6条（乙の支払い義務）

1. 乙は、甲に対し、本サービスの利用料金として、本約款により算出した料金を支払うものとする。
2. 本サービス利用料金の額は契約申込書に定める通りとする。
3. 契約申込書の細目に相当しない料金については、別途、甲乙の間で協議の上その金額を定め、その都度覚書により、その内容を交わすこととする。
4. 乙と顧客との間の取引の取消・解除・解約、その他事由の如何を問わず、一度発生した本サービス利用料金支払債務は消滅せず、また、甲が既に乙から受領した本サービスの利用料金は乙に返還しないものとする。

第7条（料金等の請求・支払方法）

1. 甲は乙に対し、毎月、契約申込書に従って計算した額の本サービス利用料金の一月分を請求する。
2. 乙は、料金その他の本契約に基づく債務について、甲が指定する前日までに甲が指定する方法（原則、支払規定は締め翌月末払いとする。）により支払うものとする。また、支払いに要する手数料は乙の負担とする。
3. 乙は、甲が必要と判断した際は、甲が指定する金額の事前保証金を甲が指定する方法により預けるものとする。

第8条（遅延損害金）

乙は、本サービス利用料金その他本契約上の債務の支払いを怠ったときは、支払う日まで年率 14.5%の遅延損害金を甲に支払うものとする。

第9条（消費税）

乙が甲に対し本契約に関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、乙は、甲に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとする。

第10条（届出事項の変更）

1. 乙は、甲に対して届けている商号、代表者、所在地、連絡先、指定預金口座等に変更が生じた場合、遅滞なく甲に届出るものとする。
2. 乙は、前項の届出がないために甲からの通知またはその他送付書類、第 35 条に規定する支払金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに甲に到着したものとみなされても異議ないものとする。

第11条（契約の申込、成立等）

1. 契約の申込は、乙が設定されたサービス内容を確認し、契約申込書への記入・捺印・提出により行うものとし、甲が契約申込書を受領し乙に対し承諾の通知をすることにより、本契約が成立するものとする。
2. 既に申込済みの本サービスを変更する場合にも、その都度、乙は契約申込書を提出するものとする。
3. 乙が何らかの理由により本契約の当事者たる地位を第三者に変更したい場合には、当該第三者と共同して甲所定の名義変更届け書類に記載捺印し、甲が承認することにより本契約の当事者たる地位の変更を受け付けることとする。

第12条（契約期間）

1. 本契約の契約期間は、本契約の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲または乙の一方から書面による解約の意思表示がない限り、本契約は1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 理由の如何を問わず、本契約が終了したときは、乙は速やかに、本契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止し、契約終了時点で甲に対する承認請求を行っていないものについては、当該顧客に対して本契約に基づく取引を中止した旨を告知しなければならない。

第13条（権利の譲渡制限）

乙は本契約における当事者たる地位、又は、本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を、第三者に譲渡することはできない。

第14条（乙の禁止事項）

乙は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしないことを確約するものとする。（1）法令に違反する又は恐れのある行為。（2）公序良俗に反する行為。（3）他のクライアント又は第三者若しくは甲に不利益を与える行為

第15条（顧客対応）

乙は、顧客との間で商品等のキャンセル、クーリングオフ、受取り拒否その他の紛争が生じた場合には、すべてその責任と負担において解決するものとする。

第16条（機密保持）

1. 乙は、本契約を通して知り得た甲の機密に属すべき情報の一切を第三者に漏洩してはならず、また本契約の履行以外の目的に使用してはならないものとする。
2. 甲は、本サービスを遂行する過程において顧客から独自に取得した顧客の個人情報（個

個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める意味を有する。) に関して、個人情報の保護に関する法律その他の法令に従い、自らの判断で当該個人情報を乙に提供することができるものとする。

3. 第1項の義務は、本契約終了後も効力を有するものとする。

第17条（競業禁止）

乙は、本契約の有効期間中及び本契約終了後5年間、甲の事業と同種又は類似の事業を自ら行い、又は第三者に行わせてはならない。

第18条（承諾の拒絶）

1. 甲は、乙の本契約申込を承諾しないことがある。
2. 甲が前項の規定により承諾を拒絶したときは、甲は乙に対しその旨を書面又は電子メールにて通知する。

第19条（サービスの開始日）

サービス開始日は甲がシステム設定情報を通知した日とする。

第20条（パスワードの管理等）

1. 乙は、甲から発行されたパスワードについて、第三者に知られないよう管理し、定期的にパスワードの変更を行うなど、パスワードの盗用を防止する措置を乙の責任において行わなければならない。
2. 甲はコンテンツの送信その他出店ページへのアクセスについて、送信されたID及びパスワードがいずれも乙が登録したものである場合には、乙からの送信として取り扱うこととし、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害等については一切責任を負わないものとする。

第21条（乙による契約解除）

乙は、甲に対し、甲所定の解除申込書を提出することにより、本契約を解除することができる。この場合において、当該解除の効力は、当該申込書を甲が受領した月の翌2ヶ月末日に生じるものとする。

第22条（乙のサイト）

1. 乙は、加盟店契約を締結した場合、自己の費用をもって、自己の管理下にあるコンピューター（以下、「乙のコンピューター」という。）を用いて、顧客に対する販売の対象とする商品を宣伝広告 するためのインターネット上のサイト（以下、「乙のサイト」という。）を構築し、顧客との間の販売を行うのに必要な情報の受送信を乙のサイトを通じて行えるようにするものとする。
2. 乙は、前項により乙のサイトを構築するに当たり、乙のサイトを甲の管理下にあるコンピューターに構築されたROBOT PAYMENT 決済システムにインターネットを通じて接続できるようにすること により、顧客が乙のサイトを通じてROBOT PAYMENT 決済システムに対して名義、電話番号、メールアドレス、代金決済に必要な情報を送信できるようにするものとする。この場合、乙は、甲の指定 するインターフェース条件、プロトコルその他の通信条件に従うものとする。乙は甲に対し、乙のサイトを甲のサイトに接続するために必要な協力をするものとする。
3. 尚、甲の判断により、本契約の締結を認めた際には、乙のサイトがない場合でも契約締結が可能な場合がある。

第 23 条（個人情報の保全措置）

1. 甲及び乙は並びに ROBOT PAYMENT バンクチェック及び乙のサイトを、第三者に閲覧、改竄、又は破壊されないための措置を講じるものとする。
2. 甲又は乙と顧客その他の第三者との間で、甲又は乙からの個人情報の漏洩等に起因する紛争が生じた場合、甲及び乙は、相互に協力してその解決を図るものとする。
3. 乙は甲に対し、乙が前 2 項に違反したことにより甲に生じた損害を賠償するものとする

第 24 条（申込の誘引について）

1. 乙は、乙のサイトに、以下の各号の事項を表示して、商品の宣伝広告を行うものとする。
但し、乙のサイトへ接続した顧客が購入申込作業を終了する前に当該顧客に対して表示されることを要する。
 - (1)乙のサイトにおいて宣伝広告されている商品を購入するための手順
 - (2)顧客に対する商品の売主又は供給者が乙であること並びに乙の住所及び代表者氏名
 - (3)顧客からの購入申込の有効期間並びに購入申込の取消の方法及び時期
 - (4)乙と顧客との間の契約の成立時期
 - (5)乙が顧客に対する販売を拒絶する場合があること、拒絶の事由及び拒絶する旨の通知方法
 - (6)商品の内容、仕様、機能その他商品の品質、性状に関する情報
 - (7)商品の価格及びその価格に消費税分を含むか否か
 - (8)商品の送料の額及び表示された商品価格に送料が含まれるか否か
 - (9)サイトへ接続するための電話料金及び接続業者への利用料金が表示された商品価格

- に含まれないこと及びこれらが乙のサイトに接続した者の自己負担となること
- (10)商品の設置費用、梱包費用等の付随費用を顧客が負担する場合は、その金額及び内訳
- (11)代金減額が認められるか否か及び認められる場合の減額事由、減額金額、手続等
- (12)商品の引渡又は提供の方法、引渡又は提供の時期及び乙から顧客へ直接に商品の引渡又は提供を行うこと
- (13)第 24 条第 1 項の問い合わせ、苦情、請求等の受付先の住所・郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス、代表者氏名、クレーム対応担当者氏名
- (14)前号の問い合わせ、苦情、請求等の内容に関する責任を負担するのは乙であること。
- (15)返品及び交換の可否並びにその手続
- (16)顧客からの購入申込がなされた場合には、乙から顧客への販売に関して日本国の法律を適用し、かつこれに関して裁判手続を利用する場合には日本国の裁判手続を利用することを承諾したとみなされること
- (17)インターネットを通じて送信する情報を暗号化してもその情報を完全には秘密にできない場合があること及び完全には秘密にできない場合にも、それについて乙、及び情報通信を行う業者が顧客に対して責任を負わないこと
- (18)関係法令により表示が義務づけられる事項
- (19)その他甲が細則として定めて文書により乙に通知した事項
2. 乙は、乙のサイトに以下の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。
- (1)虚偽の内容又は誇大な説明 (2)他人の名誉、信用、営業秘密又はプライバシーを害する恐れのある表示
- (3)他人の特許権、著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を害する恐れのある表示
- (4)猥褻物陳列罪その他の刑罰を受ける恐れのある表示
- (5)日本国の法令又は公序良俗に反する内容の表示
- (6)その他甲が細則として定めて文書により乙に通知した事項
3. 乙は本契約に基づく信用販売に関して顧客に対して提示する広告その他の文書並びに販売方法について、特定商取引に関する法律その他の関係法令を遵守しなければならない。
4. 第 22 条 1 項の事項は、広告表現を除き、変更があった都度甲に届けるものとする。
5. 甲は乙が行っている通信販売が甲に届け出られたところに従って実施されているかどうか、並びに広告表現の適否を適宜調査することができるものとし、乙は甲の調査に協力する。
6. 甲は乙が行う通信販売について、取扱商品及び広告表現の内容が、本契約に基づく信用販売の対象としてふさわしくないと判断したときは、乙に対して変更・改善若しくは販売中止を求めることができ、乙はその要求に従い、速やかに措置を取る。

第 25 条（乙の取扱商品等）

1. 乙は、本契約に基づき通信販売を行うに際し、取り扱う商品の種類、内容、取扱期間、顧客 1 人に対する 1 回当りの販売限度額、その他取引上の重要事項、顧客に対する広告表現、並びに利用する 広告媒体の名称若しくは番組名、コンピュータ通信のネットワーク名称等につき、事前に甲に文書で届け出るものとする。サイトに表示する商品について異動があった場合も同様とする。
2. 商品券、印紙、切手その他の有価証券及び乙が別途指定した商品並びにサービス等については、甲の個別の許可を得ずに販売を行ってはならない。
3. 乙は、以下の各号のいずれかに該当するものを、顧客に対する信用販売の対象としてはならない。
 - (1)乙のサイトに表示した商品に関する情報と相違するもの
 - (2)発火、爆発等の恐れのある危険物、薬物、銃器刀剣類その他譲渡、所持又は利用が法的に禁止されているもの
 - (3)他人の名誉、信用、営業秘密又はプライバシーを害する恐れのあるもの
 - (4)他人の著作権、商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を害する恐れのあるもの
 - (5)手形、小切手、株券等の有価証券
 - (6)日本国の法令又は公序良俗に反するもの
 - (7)加盟店契約に違反するもの
 - (8)その他甲が細則として定めて文書により乙に通知したもの

第 26 条（取引制限）

本契約の定める方式及び手続により乙が行う販売における取引制限を契約申込書記載の通りに定める。

第 27 条（商品の発送）

1. 乙は商品の発送については、商品発送簿を整備し、各申込書等に発送済である旨を注記すると共に、運送機関の荷受伝票その他運送の受託を証明する文章を受領してこれを整然と保管しなければならない。
2. 前項の商品発送簿並びに運送受託の証明文章は 5 年間保管しなければならない。

第 28 条（購入申込の取消）

1. 甲及び乙は、各自のサイトに、商品の性質上、返品又は交換を受け付けるのが適当でない場合を除き、会員が乙との間の信用販売に基づいて乙から商品の引渡を受けた後2週間以内の期間において は、会員は乙に対し当該商品の返品又は交換を請求することができる旨及びその請求方法を表示するものとする。
2. 乙から引渡を受けた商品を返品する旨の請求が会員からなされた場合、甲及び乙は、当該商品についての購入申込が撤回され、これにより乙と会員との間で当該信用販売が当初に遡って効力を失ったものとして扱う（以下、購入申込の取消という。）。

第 29 条（売上債権の支払）

1. 甲は、乙に対し、乙から譲り受けた売上債権を毎月末締めで集計した額から手数料及び翌月の本サービス利用料金合計額を控除した後の残額を、契約申込書に記載の支払サイクルに基づいて支払う。支払日が金融機関休業日の場合、翌営業日とする。振込手数料は乙の負担とする。残額が 1,000 円に満たない場合は甲は乙に対する支払を次月に繰り越すこととする。
2. 甲は、乙の会員との売上データについて、その内容若しくは正当性について疑義を有した場合、その疑義が解消されるまで当該売上データにかかる売上債権の支払を保留することができる。
3. 会員が乙との紛議を理由として甲に対する当該代金債権の支払を拒否し若しくは遅延した場合、甲は紛議が解決するまで当該売上債権の支払を保留することができる。
4. 甲は、その他甲が乙に対して何らかの疑義を有した場合、事前に乙に通知することにより無条件で当該売上債権の譲受代金又は売上債権の全額もしくは一部の支払を保留することができる。
5. 本条第 1 項に定める締め日以降に乙から甲に対し、購入申込の取消の申し出が行われた場合、甲は当該販売代金を手数料を差引くことなく乙に対して請求できるものとする。

第 30 条（商品の不具合等）

1. 乙は甲に対し、本サービスを利用した乙と顧客との販売及びその対象商品に関して受け付けた商品の相違、不具合、数量相違、引渡遅延、交換、これらに起因する代金減額、代金返還又は損害賠償 等の問い合わせ、苦情、請求等の内容を速やかに通知するものとする。
2. 乙は、自己の責任と費用により、前項の問い合わせ、苦情等に対応し、甲に対し、一切の負担をかけないものとし、甲の指示に従い、必要な協力をするものとする。
3. 甲が、本サービスを利用した乙と顧客との販売及びその対象商品に関して、商品の相違、

不具合、数量相違、引渡遅延、交換これらに起因する代金減額、代金返還又は損害賠償等の対応を自ら行った場合、乙は、直ちに、当該対応をした甲に対し、その対応をするために直接又は間接に要した費用の全てを補償するものとする。

第 31 条（債権買戻し）

1. 甲は、本契約に基づき乙から譲り受けた債権について、次の事情が判明したときは、無条件で乙に対して債権買戻しの請求を行うことができる。(1)会員より自己の利用によるものではない旨の申出があった場合 (2)乙と会員との間で代金債権の発生原因となった取引に関する紛議が発生し、速やかに解決ができなかった場合。(3)乙に第 42 条第 2 項の事由が発生した場合。
2. 前項により甲から乙に対して債権買戻しの請求が行われた場合において、当該売上債権が支払済みのときは、乙は直ちにこれを甲に返還するものとする。
3. 甲は乙に支払うべき債務があるときは、当然これと差引充当することができるものとする。
4. 甲が乙に届け出た営業所を閉鎖するなど、乙の通知、意思表示を受領すべき場所が不明となったときは、乙は甲に対する通知を省略して本条の手続を取ることができる。

第 32 条（保証金）

1. 甲が乙の信用状況に問題が生じたと判断したときは、甲は、乙に対する売上債権の全額又は一部の支払を保留することができ、また、乙に対して、甲が決定する金額の保証金の預託を請求することができる。
2. 乙は、前項の保証金の預託を請求された場合、3 営業日以内に、甲に対し保証金全額を預託しなければならない。
3. 甲は、期限の到来の有無にかかわらず、本契約に基づく乙の甲に対する債務について、保証金返還債務と相殺することができる。
4. 甲が前項の相殺をした場合、乙は、甲より相殺の通知を受領した後 3 営業日以内に、甲に対し保証金の不足分を預託しなければならない。
5. 乙は、保証金返還債務と甲の乙に対する債務を相殺することはできない。
6. 甲は、乙について第 1 項に掲げる事由が解消したときは、解消した日から 6 ヶ月経過後に、預かり保管中の保証金から本契約に基づく乙の甲に対する債務を相殺・控除した残額を返還する。
7. 前項の規定にかかわらず、本契約が終了したときは、本契約終了日から 6 ヶ月経過後に、預かり保管中の保証金から本契約に基づく乙の甲に対する債務を相殺・控除した残額を返還する。
8. 乙が保証金を預託した後、更に第 1 項に掲げる事由が生じたときは、甲は、乙に対し、

甲が決定する金額の追加保証金の預託を請求することができ、この場合、乙は、3営業日以内に、甲に対し追加保証金全額を預託しなければならない。

第33条（調査）

甲は、甲が乙に対して何らかの疑義を有した場合、乙に対し、乙の事業に関する契約書その他取引書類、会計帳簿、決算書類等の提出を求めるとともに、乙に対し事情聴取することができる。

第34条（利用の制限）

甲は、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を採ることがある。なお、これにより乙に損害が生じたとしても、甲はその責任を負わない。

第35条（甲による利用の一時休止）

1. 甲は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を一時休止することがある。なお、これにより乙に損害が生じたとしても、甲はその責任を負わない。
 - (1) 甲の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき。
 - (2) 甲が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。
 - (3) 甲が乙の運営するサービスの障害発見時に、乙の運営管理者と連絡が取れないとき。
 - (4) その他やむを得ない事由があるとき。
2. 甲は本サービスの提供を中止するときは、乙に対し、前項第1号により中止する場合にあっては、その7日前までに事前に、その旨並びに理由及び期間を通知する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではない。3 第1項の第3号により本サービスの提供を中止した場合は、残精算処理を保留とする。甲が乙との連絡が取れ次第、本サービスの再開と共に、残精算処理も行うものとする。

第36条（利用の停止）

1. 甲は、乙が次の各号に該当するときは、本サービスを停止することがある。なお、これにより乙に損害が生じたとしても、甲はその責任を負わない。
 - (1) 料金等本契約上の債務の支払を怠ったとき。
 - (2) 前条の規定に違反したとき。
 - (3) 第14条17条24条25条26条の規定のいずれかに違反することが判明したとき。
 - (4) 乙が指定した金融機関等を使用することができなくなったとき。

2. 甲は、前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、乙に対し、あらかじめその理由及び期間を通知するものとする。

第 37 条（甲の契約解除と乙の期限の利益喪失）

1. 甲は、前条の規定により本サービスの提供を停止された乙が、なおその違反状態を是正しない場合は、何等の催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとする。
2. 甲は乙の次の各号にあげる事由が生じたときは、前条の規定にかかわらず、何等の催告なく、本サービスを停止するとともに、直ちに本契約を解除することができるものとする。
 - （1）前条第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、その事実が甲の業務に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
 - （2）差押え、仮差押え、仮処分等の強制執行の申し立て若しくは抵当権等の担保権の実行を受け又は滞納処分を受けたとき。破産、再生手続き開始、会社更生、会社整理又は特別清算の申し立てがなされたとき。
 - （3）監督官庁から行政処分を受け、また営業を停止したとき。
 - （4）その振出、引受、保証にかかる手形若しくは小切手が不渡りとなり、又は支払停止状態に至ったとき。
 - （5）解散したとき。
 - （6）その他、乙の破産、信用、支払能力に重大な変更が生じたとき。
 - （7）本契約に違反したとき
 - （8）その他、甲が本契約を維持しがたいと認める事由が生じたとき。
3. 乙に前 2 項の事由が生じたときは、乙が甲に対して負担する全ての債務つき期限の利益を失い、直ちに金額の確定している債務の全額を甲の指定した方法で支払うこととする。なお、乙が期限の利益を喪失した場合で、乙の金額の確定していない債務を甲が負担している場合は、甲が相当と認める金額を別途保証金（無利息）として預けるものとする。また、この保証金は乙が甲に負担するすべての債務に充当するものとする。

第 38 条（本契約の履行拒絶）

1. 甲は、前条の要件・手続に従って、本契約を解除することなく、本契約に基づく乙に対する義務の全部又は一部の履行を拒否することができる。
2. 乙は、前項による甲の義務履行拒絶によって被った損害の賠償を甲に対して請求することができないものとする。

第 39 条（本サービスの廃止）

1. 甲は、都合により本契約を解約することがある。
2. 甲は、前項第1号の規定により本契約を解約する場合、乙に対して、2ヶ月前までにその旨を通知する。
3. 甲は、前項第1号の規定により本契約の解約を申し出た場合、解約日は翌々月末とする。尚、乙は解約日までに発生する諸費用は支払うものとする。

第40条（協議事項）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、加盟店契約、関係法令及び取引慣行に従う外、信義に従い誠意をもって協議することにより解決するよう努めるものとする。

第41条（損害賠償）

1. 甲の帰すべき事由により、甲が本サービスを提供できなかった結果、乙が本サービスを全く使用できない状態になった場合、甲が当該状態が生じたことを知ったときから連続して48時間以上の時間当該状態が継続したときは、甲は乙に対し、その請求に基づき損害の賠償に応ずる。ただし、乙が当該請求をし得ることとなった日から1ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、乙はその権利を失うものとする。
2. 前項の場合において、甲が賠償する範囲はサービスが停止していた期間に相当する月額固定料金を上限とする。
3. 電気通信回線の通信不能、地震等の自然災害その他不可抗力による本契約の不履行は、甲の責めに帰すべき事由によるものとはみなさないものとする。
4. 甲は、甲のサイトの保守点検を目的として、1回当たり継続して5分から6時間程度の間、甲のサイトと乙のサイトとの間のデータ通信を停止することができるものとし、これによる本サービスの処理の停止については、甲は名目の如何にかかわらず何らの責任を負わないものとする。但し、甲は、当該停止の時期を予め乙に対して文書又は電子メールにより通知するものとする。

第42条（合意管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については東京地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

第43条（準拠法）

本契約に関する一切の事項に関しては、日本法を適用するものとする。

第44条（商号等の使用）

1. 乙は、甲の商号・ロゴ及びその他の登録商票・ロゴの使用については、甲の審査を通過した媒体のみで使用するものとする。
2. 乙は、本契約によるサービスを利用している旨を顧客に通知・表示を行うこととする。
3. 乙は、本契約および関連する印刷物、電子的書類、画面イメージを利用する場合は、甲の事前の承認を得る必要があるものとする。

第 45 条 (通知)

1. 甲から乙への通知は、乙が契約申込の際に提示したメールアドレス宛てに電子メールにて行うこととする。
2. 乙への通知を電子メールにて行った場合、乙の提示したメールアドレスを保有するサーバに到着したことをもってその通知が完了したものとみなす。
3. 本契約の更新及び変更に関して甲が乙に通知する場合、甲が通知を完了した日から 15 日を経過した場合に乙は、通知を承認したものとする。
4. 乙がインターネット上の管理ページで確認できる乙に係わる一切の情報はすべて本条の通知とみなす。

第 46 条 (特約)

契約申込書に定める初期費用が無料の際には、契約期間中に解約する場合については違約金として乙から甲へ 2 万円支払うものとする。

第 47 条 (反社会的勢力との取引拒絶)

1. 乙は、代表者、親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとする。また、乙は、本項の表明保証事項が事実ではないと判明した場合、直ちにその旨を甲に通知するものとする。
 - (1)暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
 - (2)暴力団員（暴力団の構成員）
 - (3)暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
 - (4)暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）

- (5)総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
 - (6)社会運動等標榜ゴロ（社会運動等標榜ゴロとは社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
 - (7)特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）
2. 乙が前項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると甲が認めた場合、甲は、直ちに本契約または当該加盟店との加盟店契約を解除できるものとし、かつ、その場合甲およびカード会社に生じた損害を乙が賠償するものとする。
 3. 乙が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、またはその疑いがあると甲が認めた場合には、甲は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、売上債権代金の全部または一部の支払いを保留することができるものとする。なお、この場合には、甲は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。
 4. 甲は、乙が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく信用販売または信用販売を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、乙は、甲が再開を認めるまでの間、信用販売または信用販売を行うことができないものとする。

第48条（連帯保証）

連帯保証人は、本契約に基づき乙が甲に対して負う一切の債務について、乙と連帯して保証し、乙と連帯して履行の責を負う。